

統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会  
第1回品質分科会 議事要旨

．日時

平成19年8月9日(木) 15時00分～17時00分

．場所

株式会社インテージ秋葉原本社ビル10階 会議室

．出席者

【委員】

鈴木 督久 (株)日経リサーチ取締役  
一ノ瀬 茂 (株)インテージ取締役  
氏家 豊 電気通信大学・東京電機大学非常勤講師  
清水 憲吾 (株)三菱総合研究所地域経営研究センター主席研究員  
谷口 哲一郎 (社)輿論科学協会代表常務理事  
松浦 寿幸 一橋大学経済研究所専任講師  
吉野 諒三 統計数理研究所教授  
( = 分科会長)

【オブザーバー(経済産業省)】

久武 昌人 経済解析室長  
渡邊 幹夫 統計企画室参事官補佐  
平野 豊 産業統計室参事官補佐  
櫻井 由紀夫 企業統計室参事官補佐  
中野 貴比呂 総合調整室総括係長

【事務局(インテージ)】

木原 剛 (株)インテージ  
西 哲生 (株)インテージ

．議事

1. 委員紹介
2. 趣旨説明
3. 議事の扱い等について
4. 検討課題と分科会について
5. 統計調査業務における民間事業者の活用の現状について
6. 自由討議

## 議事概要

### 【議事 1．委員紹介】

(事務局より委員の紹介)

### 【議事 2．趣旨説明】

(事務局より趣旨を説明)

### 【議事 3．議事の扱い等について】

(事務局より本分科会における議事内容はホームページで公表する旨を説明)

### 【議事 4．検討課題と分科会について】

(事務局より検討課題と分科会の設置について説明)

### 【議事 5．統計調査業務における民間事業者の活用の現状について】

(事務局より統計調査業務における民間事業者の活用の現状について説明)

### 【議事 6．自由討議】

(主な意見、やり取り等)

世論調査は、基本的にはサンプリング調査であり、普段は標本を少なくし、その少ない標本で効率的に良好な結果を得ることに留意している。そのため、世論調査では基本的には調査員を活用した調査は行われていない。

統計調査員は都道府県知事が2カ月程度の期間を限定して任命している。その期間中の身分は地方公務員の扱いとなる。ある統計調査の場合は1人で期間中25～30程度の事業所を担当するが、地域や調査員によって担当数には変化がある。

統計調査員になるための条件はどのようなものか。

最低限の条件が統計関係法令で定められており、各統計の調査規則(省令)で統計調査員になるための条件が決められている。例えば、警察、税務関係の方は調査員になることができないといったような形である。

統計調査員になることができない条件は理解したが、統計調査員であるための必要条件なども決められているのか。

統計調査員の研修制度はあるが、何らかのスキルが必要条件として設定されているわけではない。研究会で議論を進める際、統計調査の条件を絞って議論するべきである。委員の共有認識として、調査の規模や方式について、イメージしておくべき要件はあるか。

本研究会・分科会では、高い視点から民間事業者を活用するに当たっての様々な課題や検討材料を提示して欲しいと考えている。なお、調査員調査については、今後、総務省などにおいて議論が進められていると聞いているが、今後調査員調査のあり方が問われた際にも、本研究会における検討結果を有益な参考材料として活用できるよう議論をお願いしたい。

本研究会で議論する統計調査について条件を限定していないとのことであれば、品質の向上のために必要なことは何かといった基本的なところから議論していくという進め方でよいと思う。

PPP(Public Private Partnership:民間活用)の視点からすると、本分科会での検討対象である統計の市場は現時点では官製の市場と受け止めている。一方、民間事業者(受け手側)が統計調査の民間活用に注目していることも事実であるが、市場の将来展望は不透明であり、受け手側の品質への対応力についても現時点で備えている能力をもとに議論をすると結果を見誤る可能性がある。官側の態度が明らかにならないと、議論できない部分もあるのではないか。

品質を確保することは前提条件であるが、政府の統計調査の大部分で民間活用がなされる場合、民間事業者が受けきれぬかについても検討が必要である。

統計を利用する立場から考えると、品質の高いデータがないと良い研究ができない。しかし、記入率、回収率が100%になることはあり得ないので、統計の質に関する評価軸をはっきりさせて、統計の質にどの程度変化があったかをわかるようにすることで、分析の中で統計の品質について

フォローすることはできる。つまり、回収率・記入率などの開示が課題となる。

回収率については、政府において(「統計行政の新たな展開方法」(平成15年6月27日各府省統計主官部局長等会議))、回収率は開示されるべきとされている。

回収率だけで品質を測ることはできないのではないか。

回収率は一つの軸だと思うが、統計を利用する立場から、他の軸は考えられるか。

以前、学会では回収率、記入率が議論になったことがある。統計の元データを目的外利用した研究で、回答のない企業を倒産した企業とみなした時、生産性の高い企業が多く倒産していることになり、議論となった。研究の立場からは、記入率について開示して欲しい。

その調査は「企業活動基本調査」だと思うが、実際には回収率8割程度を保っている。しかし、単純に回収率が高いだけでは、統計の精度を確保したとはいえない。例えば、20の小さい企業を回収して回収率を上げることよりも、大規模な企業を1社回収した方が業界の動向を把握する上では有益だと考えられる。我々としてもできる工夫は行っているつもりである。また、「企業活動基本調査」については、継続して回答している事業者を対象とした集計についても行っている。

回収率以外に保証していかないといけないものや、官が既にやっているのに、民間事業者が実施する場合に引き継いで実施しなくてはならないことについても整理が必要である。

フィールド(調査員)を含めて、官に比べ民間が優れているわけではない。まず、民間が統計調査を実施した場合、官の品質を維持できるかを議論するべきである。そのためには、民間事業者の調査と官の統計調査について、その実態を比較しないと行かない。実際には売上30億円以上の調査会社は140社中10社程度しかない。その他、調査会社からフィールド部分を請け負っているところが半数程度ある。そのため、売上金額は二重計上されている部分がある。登録調査員も複数の調査会社に登録している場合があり、これも各調査会社の調査員数を足し上げたものは、実数の3倍程度と推測される。調査会社の中で、調査員を専属調査員に限定している企業はほとんどない。その場合、登録調査員の基礎的な訓練についてはどこが責任を持つかも課題になる。住民票の閲覧ができなくなったことで、全国調査をサンプル調査でやることは少なくなってきている。また、調査員稼働型の調査も減ってきている。

品質の問題は難しく、客観的な基準のみで解決できるものではない。民は、統計をやれば儲かるという観点だけで市場に参入するのでは困る。仕事の発注側も受注側も品質を見極める力が必要であり、そのためには官民学それぞれの立場の人が努力しなくてはならない。現在、社会学会、日本行動計量学会、教育社会学会が主体となり設立した「社会調査士認定機構」の法人化作業が進められている。そのような第三者機関が調査監督者、現場調査者、調査機関の資格や個々の調査を監督していくことなどが検討されている。

調査の現場での能力の低下については、国、地方の予算・定員削減が影響しているのではないか。このままでは統計調査の継続が難しくなっており、民間で統計を実施してもらえるものについては、可能などころから民間活用を検討していくべきと考える。統計調査員は手当ても十分とは言いがたく、長年調査員をしている方からボランティアの意識を持ってやっていると伺ったこともあるが、そういう調査員の方も少なくなっており、地方公共団体では統計調査員を募集しても必要数まで集まらないことがあると聞いている。

郵送調査の場合には調査対象数が増えても、やることは同じなので仕様が徹底していれば問題ないと考えられる。調査客体がきちんと記入できるよう、発注側の準備が必要である。受託した調査会社は回収率を上げること、回収された調査票が適切に記入されているかチェックすることが求められる。回答欠損や異常値のチェックについては、チェック体制およびシステムでカバーできる。発注側は全てを調査機関に任せてしまうのではなく、調査員への説明が適切になされているのか現場で説明会を見ることや、地域ごとの調査員数が適切かについてチェックする必要がある。そういったオペレーションの部分が重要なのではないか。

調査員を活用する場合、調査員に気持ちよく対応してもらおうこと、不正がおきないことが、最優先されなくてはならない。回収数を上げることは次のステップである。

民間の調査員と、政府の統計調査員は重複しているのか。民間調査員の賃金が高い場合、国の調査員が減少してしまうことは懸念されないか。また、官の統計調査全体を見渡す司令塔機能の議

論についても考慮する必要なのではないか。

政府全体の司令塔機能については、統計法の改正案が本年国会を通過し5月に公布されているが、その中で、司令塔機能強化が定められており、6月を超えない範囲で司令塔機能の中核を成す組織である統計委員会を設置することになっている。現在の予定では、10月に内閣府に統計委員会が設置され、今後統計整備の基本的な計画を策定し、政府全体の統計整備の司令塔機能が強化されることになっている。

調査員については、国の登録調査員制度がある。また、調査員のスキルについても維持することとなっており、統計調査員を民間が活用できれば、対応できる民間事業者も増えるのではないかと考えられる。

世論調査業界では、調査員をうまく優遇してこなかったことによって、今日の問題が生じていると思われる。一方、国の統計調査員については、うまくいっているように感じる。民間事業者の活用については、しっかりした調査員組織のモデルを紹介して欲しい。

入札については、現行のやり方では統計調査の発注側も受注側も苦勞しているのではないか。

総合評価方式と言われているが、価格が重視されているように感じる。

経済産業省の入札では、統計調査業務において総合評価方式を実施する場合は、価格と技術の比率を1対2で評価している。一方、入札に出す側の力量も問われており、仕様書や評価をどうするかといった課題が存在している。

実際に統計調査の入札を実施した経験からすると、まだトライアル&エラーをしている段階ではないかと思う。価格が1で品質が2という話があったが、品質の約半分は基礎点で、それをクリアしなければそもそも対象にならないというものであるため、その部分では差がつかない。差が付く部分で比較すると価格の比重が大きくなっているのではないか。どの民間事業者がどういうことができるかを判断するのは非常に難しい。制度だけでなく、実際にできたデータを使えるようにするプロセスもトライアル&エラーでやっているのが実態である。評価する軸やメルクマールについていろいろと意見を聞かせてほしいと感じている。

回収率は品質の一つだが、回収率だけを軸にするとどのような問題が起こるか想定できる。回収率のほかに見なくてはならないところについて議論する必要がある。

品質とは何かというより、どういうステップを踏んだかが重要ではないか。

品質のあり方については、回収率だけではなくて、こういう観点もあるのではないかということをし少しプレーストリーミング的に出していただければどうかと思う。その上で、制度や運営体制を考えることができると思う。ここで色々なファクトを整理してもらえれば、それも用いてコストベネフィットアナリシスが可能となるし、元来はそれをしなければならないと思う。コスト面に絞った入札制度はうまくいかない。正確性を重んじるのか、スピードを重んじるのか、それともコンシステンシーを第一に考えるのかなど、様々な観点がある。一元的に集約するのではなく、多次元的に考えてほしい。それら多次元の尺度を、一次元にどう集約化するか、多次元の領域からどの点を選び出すのかは、政策的な判断である。

品質のあり方については、回収率以外の軸も提案していただければと考えている。統計一律に品質の定義を定めることについては統計によって求められている役割が違ふと考えられることがあるため、必ずしも適当ではない場合もあると考えられる。例えば、動態統計には速報性が求められる場合もあるだろうし、適用すべき品質の定義をいろいろ示していただき、考え方を整理できればよいと考えている。

回収率にこだわるのは、一人一票の考え方に基づいている。しかし、データの偏りがわかっているれば、回収率にこだわる必要はないのではないか。

ISOについても検討すべきではないか。ISOはプロセスを透明化するツールである。これと統計データの品質が高いことは違ふが、その両方について議論しておくことが必要である。

(以上)